

## 第十二章 海水の作用を受くる鐵筋コンクリート

### 第六十二条 配 合

(1) 海水の作用を受くる鐵筋コンクリートにありては、其の 1 m<sup>3</sup> につき 330 kg 以上のセメントを使用すべし。特に最高最低潮位間及波の作用を受くる部分は、更に富配合のコンクリートを使用すべし。

(2) 多孔質又は脆弱なる骨材を使用せざる様特に注意すべし。

### 第六十三条 填 充

(1) コンクリートは出来得る限り、水平又は傾斜せる打纏ぎ層を生ぜざる様填充すべし。

(2) 最高最低潮位間のコンクリートは出来得る限り一作業にて施工すべし。

### 第六十四条 鐵 筋 及 コンクリート の 保 護

(1) コンクリート被厚はコンクリート表面より 7.5 cm 以上、隅角部に於て最も近きコンクリート表面より 10 cm 以上とすべし。但しプレカスト・コンクリート等特別なるものに於ては此の限度を遜下する事を得。

(2) 激しき磨損又は腐蝕を受くる箇所に於て、最高最低潮位間のコンクリート表面は、適當なる石材、其他責任技術者の承認せる材料を以て保護すべし。